

### チトセ.work

住所: 〒066-0062 北海道千歳市千代田町 5-5-1 戸田ビル 2 階

TEL:0123-21-9516

本利用規約は、【株式会社コンテナスペース】(以下「当社」)が運営するチトセ.work(以下「当施設」)のご利用について定めるものです。当施設のお申込み・ご利用に際して、本利用規約の内容を遵守していただきます。

なお、本利用規約は変更される場合がございますので、予めご了承下さい。

### (第1条 適用範囲)

1. 本規約は「チトセ.work」(第2項に規定する店舗に限る)が提供するサービスを利用するすべてに適用されます。

### (第2条 入会)

1. チトセ.work の利用を希望される方は、本規約を承認の上、当社所定の方法により入会手続きを行い、当社の承認を得た上で所定の入会金等を納入するものとします。

2. 前項に定める入会手続きの全てを完了された方は、チトセ.work の会員となります。

3. 入会手続きはスマートフォン等のアプリより会員登録を行います。その際には以下をご用意頂いた上で登録してください。登録後アプリよりチトセ.work(以下単に「店舗」といいます。)を選択し、利用申し込み(一般会員)を行ってください。

①本人確認書類

②顔写真

③クレジットカード

4. チトセ.work の入会資格を有する方は、以下の各号を全て満たす方とします。ただし、その他当社がご利用に相応しくないと判断した場合には、入会をお断りしておりますので、ご了承ください。

①満 18 歳以上(高校生不可)で、本規約を承認し、諸規則を遵守する方。

②宗教活動目的でない方。

③営業目的、勧誘目的でない方。

④暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。

⑤過去にチトセ.work で除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)方又は過去の除名原因が明確であり、当社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認められた方。

6. 入会金は理由の如何を問わず会員にこれを返還しないものとします。

7. 会員となる方は、入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、メールアドレス、現住所、緊急連絡先と電話番号、及び会費決済に必要な情報その他当社指定のフォームの入力事項に必要な情報を登録するものとします。また、会員となる方は登録内容が正確であることを保証するものとします。

### (第3条 契約期間)

1. 入会当初の契約期間は入会日よりその翌月の末日までとし、翌々月以降の契約期間は、当月 1 日より末日までの 1 ヶ月間となります。

2. 第5条に定める手続に従い退会手続又は第7条に定める契約種別変更の手続を行わない限り、契約は同一内容にて更に1ヶ月間自動的に更新されるものとし、その後も同様となります。

#### (第4条 諸会費・諸料金)

1. 会員は、当社が別途定めたチトセ.work 利用のための月会費、料金、その他費用(以下、併せて「諸会費」といいます。)を当社に対して支払わなければなりません。
2. 前項に定める諸会費の金額、支払時期、支払方法等は当社がこれを定めます。
3. 会員又は会員となる方は、入会日の翌々月以降の月についての諸会費等の前払いをすることができるものとします。
4. 会員は、チトセ.work を現実には利用してない場合であっても、諸会費のお支払いが必要となります。
5. 当社は、チトセ.work の会員種類(プラン)の改廃又は諸会費の金額を変更することができ、変更を行った場合には、施設内での掲示等 によって告知するものとします。
6. 諸会費の支払いを滞納している会員は、チトセ.work を利用することができません。
7. 一旦お支払いいただいた諸会費は、法令の定め又は当社が認める特段の理由がない限り、返還いたしません。

#### (第5条 退会)

1. 会員が本契約を解約して退会するときは、第8条の定めに従い、退会届の提出をする必要があります。
2. 会員は、退会届を提出した場合であっても、退会日までは、チトセ.work を通常どおりご利用いただけます。
3. 会員は、退会届を提出した当月までの諸会費を払うものとします。未払いの諸会費は、退会をもって免除されるものではなく、会員は退会後もその支払いの義務を負うものとします。
4. 代理人による退会手続又は電話その他の書面によらない方法による退会手続は、当社が認める場合を除き、受け付けることができません。

#### (第6条 休会)

1. 休会とは1ヶ月単位で利用を停止することをいいます。
2. 休会を希望される場合は、第8条の定めに従い、休会届の提出をする必要があります。
3. 会員は、休会届を提出した場合であっても、休会日までは、チトセ.work を通常どおりご利用いただけます。
4. 休会中の月につきましては、手数料として月額 500 円(税別)を申し受けます。お支払済みの手数料はかかる場合も返金いたしかねます。
5. チトセ.work の利用の再開を希望される場合は、第8条の定めに従い、再開届の提出をする必要があります。
6. 代理人による休会手続及び再開手続又は電話その他の書面によらない方法による休会手続又は再開手続は、当社が認める場合を除き、受け付けることができません。

#### (第7条 プラン変更)

1. プラン変更とは、会員のご契約のプランを変更することをいいます。
2. プラン変更を希望される場合は、第8条の定めに従い、プラン変更届の提出をする必要があります。
3. 代理人によるプラン変更手続又は電話その他の書面によらない方法によるプラン変更手続は、当社が認める場合を除き、受け付けることができません。

## (第8条 当社への届出)

1. 会員が当社に対して届出を行う場合には、専用アプリのチャットにて提出する必要があります。
2. 届出書類の提出があった場合、以下の各号に定める日より、その届出内容に係る効力が発生するものとします。

- ①20日以前に届出書類を提出した場合 翌月1日
- ②21日以降に届出書類を提出した場合 翌々月1日

## (第9条 登録内容の変更)

1. 会員は、氏名、登録の住所、電話番号、メールアドレス等に変更があった場合は、速やかに当社にご連絡ください。当社所定の手続により変更を行っていただきます。
2. 会員宛に郵送又はメールで通知をする場合、当社は会員から届出のあった住所又はメールアドレス宛に行うものとし、前項の変更手続がなかったこと、又は遅延したことにより会員が不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負いません。
3. 会員が第1項に定める手続を怠った場合もしくは郵便物又はメールの送付を希望しない場合、当社からの通知は、当該通知が通常到達すべきときに到達したものとみなします。

## (第10条 会員資格の喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

1. 退会したとき
2. 除名されたとき
3. 死亡したとき
4. 「チトセ.work」のサービス提供が終了したとき

## (第11条 除名行為)

会員が次のいずれかに該当する又は該当するおそれがあると当社において判断した場合には、会員には退会手続を行っていただきます。会員がこれに応じない場合は、当社は会員に通知することなく会員資格の停止又は除名処分をなすことができるものとします。また各項に該当し除名処分を受けた会員は、当該処分以降、チトセ.work への入会及び店舗への立ち入りを禁止します。但し、当社が別途定める基準に準じて認められた場合は除きます。

1. 登録した情報に虚偽の情報が含まれていた場合
2. 諸会費、諸料金を滞納、遅延など支払いを怠った場合
3. 金銭の授受、物品販売などの営利を目的とする活動を行ったと認められる場合
4. 犯罪行為、又はこれに加担や促進する行為をした場合
5. 選挙活動、宗教やネットワークビジネスの勧誘又はこれに類似する行為をした場合
6. チトセ.work の運営を妨げ、信用又は品位を傷つけた場合
7. チトセ.work を悪用し、又は悪用しようとした場合
8. 他の会員又は第三者の著作権、その他の知的所有権を侵害する行為をした場合
9. 他の会員又は第三者の財産、肖像権、プライバシー権を侵害する行為をした場合
10. 他の会員又は第三者を誹謗中傷する行為をした場合
11. 公序良俗に反する行為をした場合
12. 本規約に違反した場合、もしくはその疑いがある場合
13. 他の会員の迷惑となる行為をした場合
14. 法令に違反する行為をした場合

## 15. その他、当社が会員として不適切と判断した場合

### (第12条 個人情報の取り扱いについて)

当社は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客さまの個人情報ははじめとするすべての個人情報をより安全かつ適切に取扱うことを宣言いたします。プライバシーポリシーは、当社ホームページに掲載いたします。

### (第13条 営業)

チトセ.work の営業時間は 8:00-22:00 です。

### (第14条 休業日並びに短縮営業日)

1. 年末年始は休業とさせていただきます。詳細については都度当社ホームページ及び店舗にて告知いたします。
2. 当社はイベント開催等に伴い他に別途休業日又は短縮営業日を設ける場合がございます。その場合は事前に当社ホームページ及び店舗にて告知いたします。
3. 前2項における休業日のほか、チトセ.work は次の理由により施設の全部又は一部を休業することがあります。
  - (ア) 気象、災害等により、安全に営業を行うことができないと当社が判断したとき。
  - (イ) 改装、施設の改造又は修理、その他の工事により営業が不可能と当社が判断したとき。
  - (ウ) その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと当社が判断したとき。
4. 予定されている休業は、原則2週間前までに告知します。但し、第3項に定める事由における休業については、当社は事前告知を要さないものとします。
5. 施設の一部の利用制限ないし利用停止の措置に留まる場合には、当社は会員に諸会費を返還しないものとします。また、第3項の事由により休業する店舗を所属の店舗とする会員の諸会費については、以下の通りとします。但し、休業店舗以外の他店舗も利用できる種別の会員はこの限りではありません。
  - (ア) 月間 15 営業日以上休業した場合は、該当月の諸会費・諸料金は全額返還いたします。
  - (イ) 月間 8 営業日以上 14 営業日以内休業した場合は、該当月の諸会費の 50%を返還いたします。
  - (ウ) 月間 7 営業日以内の休業の場合は、所定の諸会費をいただきます。

### (第15条 イベントとコミュニケーション)

1. 会員は、施設内において、当社又は当社の承諾を得た会員が主催するセミナー・交流会・イベント等(以下「イベント等」といいます。)が開催されることを予め承諾するものとします。なおイベント等は施設の一部又は全部を利用して開催されます。
2. 当社は、チトセ.work におけるイベント等の開催日程を事前に会員に対して告知するものとします。
3. 会員は、イベント等をチトセ.work 施設内で実施することを希望する場合、当該イベント等の内容の詳細を当社や店舗管理者と事前に相談し、そのイベント等がチトセ.work の主旨に合致すると当社において認める場合は、「イベントルーム」又は「ラウンジ」の一部を利用することができます。利用に際しては、チトセ.work が別途定める利用規則等に従っていただきます。また、利用内容・利用方法によっては、利用料金が別途必要となる場合がありますのでご了承ください。当社も本項に規定されたイベントの開催には可能な限り協力を行います。
4. チトセ.work の活性化や会員相互の親睦を図る目的において、本条に規定されるイベント等において、当社が協力を求める場合、会員には、当該イベント等について、可能な範囲でご協力頂きます。

## (第16条 店舗の閉鎖及び運営の廃止)

1. 経営上の事情その他当社において運営が困難と当社が判断する事情があった場合には、当社はチトセ.work の運営の廃止及び店舗の全部又は一部の閉鎖並びに店舗の統合をすることがあります。店舗の統合や廃止が行われる場合、当社はその旨を会員に通知し、その同意を得て、会員の所属の店舗を近隣の店舗に変更するものができるものとし、当社からの通知にもかかわらず、連絡が取れなかった会員については、同意があったものとみなし、所属の店舗を近隣の店舗に変更することができるものとし、

2. 店舗の統合又は廃止については、統合又は廃止の日の1ヶ月前までに告知するものとし、

3. 第1項に定める同意が得られなかった会員については、統合又は廃止の日が属する月末を持って退会するものとし、諸会費については以下の通りとします。但し、所属の店舗以外の他店舗も利用できる種別の会員はこの限りではありません。

(ア) 統合又は廃止により、チトセ.work を利用できない期間が月間 15 営業日以上に及んだ場合には、該当月の諸会費・諸料金は全額返還いたします。

(イ) 統合又は廃止により、チトセ.work を利用できない期間が月間 8 営業日以上 14 営業日以内である場合は、該当月の諸会費の 50%を返還いたします。

(ウ) 統合又は廃止により、チトセ.work を利用できない期間が月間 7 営業日以内である場合は、所定の諸会費をいただきます。

## (第17条 閉業)

当社は次の理由により、チトセ.work(当社が運営する店舗及び当社を本部とするフランチャイズ店舗の全て)を閉業することがあります。

1. 気象、災害等により店舗を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。

2. 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

3. その他当社において運営を継続することが困難又は不適切と判断したとき。

## (第18条 店舗の利用について)

1. チトセ.work の店舗内及び店舗周辺において、会員による次の行為を禁止します。

(ア) 大声での会話やお電話、騒音を出す行為など、他の会員の迷惑となる行為。

(イ) オンライン会議、動画、音楽をイヤホンなしで視聴すること。

(ウ) 許可なく物品の売買や営業活動、勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)や政治活動、署名活動をすること。

(エ) 匂いの強いお弁当やカップラーメンなどの汁物、アルコール類を持ち込むこと。

(オ) 店舗所定の場所以外で喫煙すること(電子タバコ・無煙タバコを含む)。

(カ) 動物を店舗内に持ち込むこと(ただし、身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬及び聴導犬の場合には、動物アレルギーをお持ちの方が先に入店されているか否か等を確認した上で、ご入店頂ける場合があります)。

(キ) 泥酔状態で利用すること。

(ク) 他の会員にむやみに声をかけること、個人情報を読み出すこと。

(ケ) 許可なく店舗内で撮影・録音すること。

(コ) 刃物等の危険物を店舗内に持ち込むこと。

(サ) チトセ.work の諸施設・器具・備品その他当社が管理する物品の損壊や持出し、落書きや造作をすること。

(シ) 所定の場所以外での排泄行為。

- (ス)他の会員、従業員、当社その他第三者を誹謗、中傷すること。
- (セ)他の会員、従業員その他第三者に対する暴行行為、威嚇行為、その他他人に不快感又は危険を及ぼす行為。
- (ソ)痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
- (タ)他の会員や従業員の待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけその他のストーカー行為。
- (チ)正当な理由なく、面談、電話、その他の方法による従業員の拘束その他の従業員の業務を妨げる行為。
- (ツ)他の会員の施設利用を妨げる行為。
- (テ)正当な理由なく当社従業員の指示に従わないこと。
- (ト)チトセ.work の秩序を乱す行為。
- (ナ)本項各号に準じる行為。
- (ニ)その他、当社において不適切と判断する行為。

2. 前項各号のいずれかに違反する行為をした会員は、その場でチトセ.work の利用を中止していただくことがあります。その際、当社にて除名処分を取る場合がございますのでご了承ください。

### **(第19条 ビジター利用者)**

1. 会員以外のお客さま(以下「ビジター」という)にも店舗をご利用頂くことができます。手続きは一般会員同様スマートホン等のアプリより会員登録を行います。登録後アプリよりチトセ.work(以下単に「店舗」といいます。)を選択し利用申し込み(ビジター)を行ってください。
2. 前項に規定にかかわらず、店舗混雑時は、会員を優先させて頂くため、ビジターは店舗をご利用いただけない場合があります。
3. ビジターについても、会員と同様に本規約が適用されます。

### **(第20条 諸規則の遵守)**

会員はチトセ.work の利用に際して、本規約及び当社が別途定める規則、注意事項を遵守し、店舗内では従業員の指示に従って頂きます。

### **(第21条 利用案内)**

本規約に定めのない運営事項については、施設内掲示、利用案内又は当社が別途作成する規則に定めません。

### **(第22条 損害賠償)**

1. 会員がチトセ.work の利用中、会員自身が受けた損害に対して、当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。
3. 会員及びビジターは、チトセ.work の利用に際して当社、従業員又は第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。ビジターを同伴した会員は、同伴したビジターと連帯して損害賠償の責に任じるものとします。

### **(第23条 盗難)**

チトセ.work の利用に際して生じた盗難・毀損等について、当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。

#### (第24条 紛失物・忘れ物・放置物)

1. 会員がチトセ.work の利用に際して生じた紛失については、当社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。
2. 忘れ物・放置物については、原則として当該物が発見された店舗において2週間保管した後、処理させていただきます。但し、忘れ物・放置物が飲食物であった場合には即日処分します。

#### (第25条 遅延損害金)

本規約に基づく金銭債務についてその履行を遅延したときで、当社の督促に対するの支払も行なわれず、遅延が30日を超えた場合には、遅延期間中の当該債務につき滞納額の金額につき年14.6%の割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする)で計算した(1円未満を除く)遅延損害金を払わなければなりません。また、遅延損害金を支払った場合でも、当社による除名を免れるものではありません。

#### (第26条 免責事項)

次に掲げる事由により会員が被った損害について、当社は、その責を負いません。

1. 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、ITインフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他当社の責めに帰すことのできない事由。
2. 会員が他の会員やその他の第三者により被った損害。
3. 本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害。

#### (第27条 不可抗力による契約の消滅)

前条第1号記載の天変地異その他の当社及び会員の責めに帰すべからざる事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損して、本規約の目的を達成することが不可能又は困難となった場合、チトセ.work のサービス提供は終了します。これにより当社又は会員の被った損害について、相手方はその責めを負わないものとします。

#### (第28条 権利の譲渡の禁止)

会員は、如何なる場合も本契約から生じる権利・義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、相続し、貸与し、担保に供し、又は承継させることはできません。

#### (第29条 専属的合意管轄裁判所)

会員と当社との間で生じる一切の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### (第30条 本規約の改定)

当社が本規約を改定する場合は、第31条及び別途当社が告知方法を定めた場合にはその方法に従って会員に告知するものとします。その効力は当該改定時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。

#### (第31条 告知方法)

本規約の改定にあたっては、施設内に掲示し、かつ当社ホームページに掲示することによりこれを会員に告知するものとします。

## (第32条 細則)

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は当社が定めるものとします。

## (第33条付則)

令和3年9月14日施行

令和3年11月1日改定

### 個人情報保護方針

【株式会社コンテナスペース】(以下「当社」)は、以下のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報保護の仕組みを構築し、全従業員に個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させることにより、個人情報の保護を推進いたします。

#### 個人情報の管理

当社は、お客さまの個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、個人情報への不正アクセス・紛失・破損・改ざん・漏洩などを防止するため、セキュリティシステムの維持・管理体制の整備・社員教育の徹底等の必要な措置を講じ、安全対策を実施し個人情報の厳重な管理を行います。

#### 個人情報の利用目的

お客さまからお預かりした個人情報は、当社からのご連絡や業務のご案内やご質問に対する回答として、電子メールや資料のご送付に利用いたします。

#### 個人情報の第三者への開示・提供の禁止

当社は、お客さまよりお預かりした個人情報を適切に管理し、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示いたしません。

- お客さまの同意がある場合
- お客さまが希望されるサービスを行なうために当社が業務を委託する業者に対して開示する場合
- 法令に基づき開示することが必要である場合

#### ご本人の照会

お客さまがご本人の個人情報の照会・修正・削除などをご希望される場合には、ご本人であることを確認の上、対応させていただきます。

#### 法令、規範の遵守と見直し

当社は、保有する個人情報に関して適用される日本の法令、その他規範を遵守するとともに、本ポリシーの内容を適宜見直し、その改善に努めます。

#### お問い合わせ

当社の個人情報の取扱いに関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

#### 【株式会社コンテナスペース】

住所: 〒066-0062 北海道千歳市千代田町 5-5-1 戸田ビル 2 階

TEL:0123-21-9516

Mail:info@chitose.work

制定:令和3年9月10日

改定:令和3年11月1日